

保険給付等について公金受取口座を利用することの届出

年 月 日提出

ナイスグループ健康保険組合 御中

保険給付等の申請・請求にあたり、下記内容にて公金受取口座を利用します。

い ず れ か に 記 入	1. 被保険者証記号-番号	《注意事項》 ●被保険者証記号番号を記入した場合、個人番号の記入は不要です。 ●個人番号を記入した場合は、個人番号確認、本人確認をするため、マイナンバーカードの写し等が必要です。
	-	
	2. 個人番号 (マイナンバー)	
事業所名		所属
被保険者氏名		社員番号
公金受取口座の利用を希望する給付を○で囲んでください。 ※1～10以外は、公金受取口座を活用した保険給付の対象外です。	1. 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 2. 傷病手当金 3. 埋葬料 4. 出産育児一時金 5. 出産手当金 6. 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 7. 家族埋葬料 8. 家族出産育児一時金 9. 高額療養費及び高額介護合算療養費 10. 任意継続被保険者の前納保険料の還付	

(公金受取口座利用にあたってご留意いただきたいこと)

- 本紙は、保険給付等の申請書・請求書と一緒にご提出ください。
なお、本紙を提出する場合、申請書等の『振込希望の銀行(被保険者口座)』の記入は不要です。
- 被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
- 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果振込不能となった場合には、申請者に確認し、振込口座の再確認などをいたします。
- 支給申請書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないかなどを確認したうえで振り込み手続きを進めます。
なお、申請者名と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓(旧氏)併記をしている場合や、住民票に通称名を登録している場合でも、当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。
① 公金受取口座が旧姓(旧氏)名義の口座である場合 ② 公金受取口座が通称名義の口座である場合
- 給付対象が複数月にまたがり申請・届出が複数回となる場合も、それぞれの申請・届出ごとに公金受取口座利用を確認しますので、公金受取口座の利用を希望される場合は各申請・届出ごとに公金受取口座の利用届出を行ってください。